

◆申込みにあたってのご注意

高齢者等ふれあい同居での入居者は、入居資格や入居後の手続において、他の入居者と異なるところがあります。お申込みの際は、必ずご確認ください。

1 入居資格

・申込者、同居者、介護者ひとりひとりが**単身者向の入居資格を満たしており、かつ入居する方全員の合計所得が人数に応じた家族向の所得基準の範囲内**であることが必要です。

・親族関係にある方やパートナーシップ関係にある方を含めた申込みはできません。

・ホームヘルパー（訪問介護員）は、介護者には該当しません。

・申込書を郵送した後は、死亡による場合を除き、申込書の内容を変更することはできません。

申込者を変えたい、入居人数を変更したい、などの場合は改めてお申込みください。

また、同居予定者が同居しない場合は、使用許可を取り消します。

・以前都営住宅にお住まいであった方で、都営住宅使用料等に未納分のある方は入居資格審査のときまでにお支払いいただきます。

2 同居の許可

・**申込時に定めた同居者または介護者について、入居後は毎年度、同居の許可を受けるための申請手続が必要**です。

・申込時に定めた同居者以外の方を、入居後に新たに同居者として入居させることはできません。

ただし、介護者については、申請により東京都の許可を得て交代することは可能です。

・この募集により親族でない方同士で入居している間は、親族を同居させることはできません。

3 使用承継

・入居後に名義人（申込時の申込者）が死亡した場合や転出等により居住を継続できない場合、同居者や介護者が使用承継することはできず、退去していただくことになりますので、ご注意ください。ただし、引き続き居住を希望する同居者や介護者の方が、60歳以上または障害をお持ちの場合は、退去を猶予できる場合があります。

4 使用料の決定

・都営住宅の名義人は、収入報告書を提出していただきます。

毎年、期日までに名義人、同居者及び介護者全員の所得の申告が必要です。全員の申告が揃わなければ収入の認定ができないため、翌年度から近傍同種の住宅（近隣の民間賃貸住宅）の家賃並みの使用料になります。

5 住宅の返還

・住宅を返還する時は、名義人が返還届を提出する必要があります。名義人が死亡した場合は、名義人の相続人から返還届を提出していただくことが原則となります。その際、同居者や介護者の方の承諾が必要です。なお、退去の猶予を希望する場合は、名義人が転居・亡くなられたときにその手続をしていただく必要があります。

・入居時に納入する保証金は、退去時に、未納の使用料等及び原状回復費用に充当清算します。不足分については、名義人（相続人）に請求します。

また、清算により残額が生じた場合などは、名義人（相続人）に返還します。

6 その他

・東京都及び東京都住宅供給公社からの手続等に関する通知、請求は、全て名義人宛てに送付いたします。

・名義人、同居者又は介護者に入院などの長期不在、転出、死亡の事実があった場合等入居者の状況に変更があった場合は、速やかに所管の住宅供給公社の窓口へ届け出る必要があります。

申込者の方が名義人になります。申込者を代えたい場合は、改めてお申込みいただきます。

◆申込地区一覧 ※別紙をご覧ください。